

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成27年1月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正
する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第1 食品の部D 各
条の項の○ 清涼飲料水2 清涼飲料水の製造基準の(1)2の表」を「第1 食品の部B 食
品一般の製造、加工及び調理基準の項の5の表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)